

## 教員養成評価機構の申請内容に関する質問に対する回答

### 1. 認証評価を適格かつ円滑に行うに必要な経理基盤を有する法人であることについて

#### (1) 法人組織について

##### ①代表者又は管理人を有し、会計や運営に関する定めがあること。

教員養成評価機構規約を制定（21.4.23）し運営等について定めており、適正な管理運営に努めてまいります。

#### 教員養成評価機構規約（抄）

##### （役員構成）

第5条 この機構は、次の役員を置く。

理事 6名程度（うち会長1名、副会長1名、事務局長1名）

##### （役員選出）

第6条 理事は、教育に関する有識者、学校関係団体等からの推薦により理事会において選出する、

2 会長は、理事の互選により選出する。

3 副会長及び事務局長は、会長が理事の中から指名し、理事会の承認を経てこれを選任する。

##### （会長、副会長及び事務局長の職務）

第8条 会長は、この機構を代表し、業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務局長は、事務局を統括する。

##### （理事の職務）

第9条 理事は、理事会を構成し、この機構の業務を議決し、執行する。

##### （理事会）

第12条 理事会は年2回、会長が招集する。ただし、会長は、必要があると認めるときは、臨時の理事会を招集することができる。

2 （略）

3 理事会の議長は、会長とする。

##### （理事会の議決方法）

第13条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の議事は、この規約に特別の定めのある場合を除き、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第17条 この機構の事業を実施・運営するために必要な経費は、認証評価に係る評価手数料、助成金、賛助金、寄附金、その他の収入によって支弁する。

2 機構は、認証評価の業務に係る経理及び認証評価以外の業務に係る経理を区分して整理し、事業を行うものとする。

(経費の管理)

第18条 この機構の経費の管理は、理事会の議を経て事務局が行う。

(予算及び決算)

第20条 会長は、毎年3月末日までに翌年度の事業予算案を作成し、理事会の承認を求めなければならない。

## ②監事による業務又は財産に関する監査を行っていること。

毎事業年度の収支の妥当性や金銭の出納については、毎事業年度終了後の理事会に報告し承認を得る方法をとる予定としておりましたが、更に適正な執行状況等の確認を行うため、今年度中に監事を選任し監査体制の充実を図ります。

## ③財務状況に関する情報の公開を行っていること。(行うこと。)

財務状況も含め、評価結果等について、ウェブ上で公表することとしております。

なお、7月頃までにホームページを立ち上げられるよう、現在、準備中です。

## ④法人の事業規模・内容等に応じた事務職員を配置していること。

評価事業を円滑に行うため、2人の職員を関係大学からの出向という形で配置することとしております。また、業務の繁忙により非常勤職員を1～2名配置する予定です。

職員の職務は、各評価機関により多様であります。本機構の場合は、自己点検評価書の收受や評価委員会の開催、訪問調査時のスケジュール調整等を行わせることとしており、自己点検評価書や証拠書類の妥当性等を含め、評価自体は全て評価員の手によるピアレビューで実施することとしております。常勤職員及び非常勤職員は、3人～4人で5校～8校の評価の補助につくこととなりますが、他の評価機関と比較しても大きく劣るものではないため、管理的業務を含めても現行の事務体制で十分機能するものと考えております。

なお、1年目は常勤2名、非常勤1名(評価校5校)、2・3年目は常勤2名、非常勤2名(評価校8校)の体制で評価を実施することとしております。

今後、事務基盤の更なる強化の観点から、事務職員の職務や増員など、その在り方について更なる充実に向けて検討してまいります。すでに、事務職員の充実に向けて、日本教育大学協会等と協議を開始したところであり、日本教育大学協会会員校からの事務職員の派遣について呼びかけを行っていただくなどの依頼を行っています。

## (2) 経理面について

### ①負債が資産を上回っていないこと。上回っている場合、その理由、返済計画等が明確かつ適当であること。

新たに発足したところであり、借り入れ金など経営を圧迫する要素はありません。現在、日本教育大学協会内に非常勤職員1名を配置し、評価の受付準備等の作業にあたっておりますが、3月中（4月17日支給）の給与までは、日本教育大学協会にご支援をいただく予定です。認証評価機関とお認めいただいてから、機構自らが支払いを開始することとなります。

なお、正式に東京学芸大学内に事務所を開設した場合に必要な経費としては、事務用品や消耗品及び光熱水料等が必要となりますが、事務用品等については、日本教育大学協会等からの支援を受けるとともに、光熱水料及び非常勤職員給与については支払いが5月以降となることから、4月に5校分の評価手数料を徴収する中から支払いに充てることとしております。

また、事務所は東京学芸大学から無償貸与をしていただけることとなっていることから、支障は生じないものと考えております。

### ②収支計算書、収支計画等から、収入と支出のバランスがとれていること。

資料2のとおり、事前に評価の対象となる大学院に調査したところ、各年度に安定して評価を受ける予定であり、評価員に係る経費や事務職員の給与等管理的な経費を含め、収入予定額の範囲内で評価を実施することが可能です。なお、予備費に計上している額が毎年度の繰越額として計上される見込みです。

仮に、1年目に赤字を計上しなければならない状況になった場合には、日本教育大学協会等のご協力を得ることとなっております。

### ③評価手数料が評価事業が行える適当なものとなっていることなど、財政・経理的に支障のない見込・計画がたてられていること。

資料2のとおり、収入予定額の範囲内で評価を実施できるものと考えておりますが、経営基盤の強化の観点から、関係団体等との関係をさらに深め、寄附金、会費等の徴収について、理解をいただくよう努力していきたいと考えております。評価手数料は、評価員への経費など純粋に認証評価に係る経費や管理的経費のほか、他の機関の評価手数料をも勘案しつつ、

できるだけ低廉な額（300万円）となるよう設定しておりますが、仮に、経営が困難になることが予想される場合には、評価手数料の値上げをも含め検討することといたします。

#### ④関係団体等からの寄附金、会費等による財政支援の有無。

財政基盤の強化の観点から、評価対象大学や関係団体等の理解を得て、今後、会費制度を導入したいと考えております。そのためには、直接的な評価のほかのサービスも行う必要があると考えており、そのサービス内容について検討を進めてまいります。

また、日本教育大学協会、日本教職大学院協会には、これまでの試行評価や評価基準策定のために財政的及び人的協力を得ております。特に評価に不可欠の評価員等の人的措置については、今後も継続的にご協力いただく予定であります。

さらに、他の関係団体からの寄附金等の財政支援について、今後、さらに関係を深め、ご理解いただくよう努めてまいります。本機構としては、財政支援という形だけではなく評価員や事務職員の派遣等を含めてご協力いただくよう依頼し、協働して認証評価を実施する方向で考えております。具体には、22年度に連絡会等を設置し協議を開始するとともに、寄附金等を徴収する条件整備を行い、23年度、遅くとも24年度には寄附金等を納めていただけるように努めます。

## 2. 認証評価の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制が整備されていることについて

(1) 大学の教育研究活動等に関し識見を有する者が認証評価業務に従事していること。

①役員に、大学教員及び教育研究活動等に関し識見を有する者が従事していること。

大学関係者、初等中等教育関係者及びその他有識者が以下のとおり役員となっており、適切な認証評価の実施に努める所存です。

会 長 田村 哲夫（学校法人渋谷教育学園理事長）  
副会長 鷺山 恭彦（東京学芸大学長）  
理 事 大原 正行（全国都道府県教育長協議会会長）  
理 事 小原 芳明（玉川大学長）  
理 事 北山 禎介（経済同友会：三井住友フィナンシャルグループ 取締役社長）  
理 事 永井 多恵子（社団法人国際演劇協会 日本センター会長）

理事（事務局長） 牧山 助友（東京学芸大学事務局長）

## ②運営面で職能団体との連携協力体制が構築されているか。

日本教育大学協会及び日本教職大学院協会には、これまでの試行評価や評価基準策定のために財政的または人的協力を得ております。特に評価に不可欠の評価員等の人的措置については今後も継続的に協力いただく予定です。

また、他の関係団体として大学院のデマンドサイドの各学校長会等（全国連合小学校長会、日本私立中学高等学校連合会等）との連携については、定期的な連絡会を開催し連携を深められるよう努めてまいります。本機構としては、財政支援という形だけではなく評価員や事務職員の派遣等を含めてご協力いただくよう依頼し、協働して認証評価を実施する方向で考えてまいります。

なお、評価基準の改定等に当たっても、両協会及びその他の関係団体にもご意見をいただくことを考えており、認証評価の実施における改善にもご協力をいただく予定としております。

## (2) 他の業務との経理区分

### ①認証評価業務の経理について、他の業務と区分して整理しているか。

認証評価に係る相談サービス等の充実を進める予定ではありますが、その他の業務を実施する予定はありません。経理事務については、適正な管理や執行に努めてまいります。

## 3. その他について

### (1) 法人格の取得計画（5年間の計画）

5年以内を目途に、特定非営利活動法人としての法人格を取得する計画としております。平成25年度に申請を行い、翌年には法人としてスタートできるようなスケジュールとしており、具体の計画は下表のとおりです。

なお、NPO法人になるために必要な要件は整っていると考えておりますが、人員の更なる整備や社員の確定の課題もあるため、今年度は認証評価機関となるための対応を優先し、平成22年度～24年度は、認証評価事業の滑り出しの期間でもあり、評価事業に専念したいことなどから、平成25年度にNPO法人の設立を申請することとし、第2サイクルとなる平成26年度からNPO法人として認証評価事業を実施することとしたいと考えている。

今般の審査委員会からのご指摘を踏まえ、本機構としては、NPO法人になるために必要な社員の確定や評価活動等の充実等による会費収入の確保を

早急に実現できるよう努め、5年以内の早い時期（3年目を目途）に前倒しして法人格が取得できるよう努力いたします。

年度	評価事業 実施見込	法人設立準備
平成 22 年度 (1年目)	教職大学院(20年度設置) 4 大学 学校教育系専門職大学院 1 大学	
平成 23 年度 (2年目)	教職大学院(20年度設置) 8 大学	
平成 24 年度 (3年目)	教職大学院(20年度設置) 7 大学 " (21年度設置) 1 大学	法人設立準備会議発足
平成 25 年度 (4年目)	教職大学院(21年度設置) 4 大学 " (22年度設置) 1 大学	NPO法人申請（内閣府）
平成 26 年度 (5年目)	教職大学院(20年度設置 2 回目) 4 大学	NPO法人設立 事務所移転 NPO法人事業開始

## (2) 任意団体発足の経過と財政措置の状況

### ① これまでの経緯

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成 19 年 5 月 | ・ <u>日本教育大学協会に「教職大学院認証評価機関設立特別委員会」を設置</u> （認証評価基準等の策定を開始）           |
| 平成 20 年 9 月 | ・ 認証評価基準（第3案）を策定<br>・ 20年度に設置された19の教職大学院が試行的に自己評価を行い、ピアレビューによる評価を実施 |
| 平成 21 年 3 月 | ・ 認証評価基準（最終案）をとりまとめ<br>・ <u>3月13日教員養成評価機構発足</u>                     |
| 平成 21 年 4 月 | ・ 第1回理事会<br>・ 玉川大学、東京学芸大学への試行評価を実施                                  |
| 平成 21 年 8 月 | ・ パブリック・コメント、試行評価実施大学からの意見を参考に10月「教職大学院評価基準」及び「学校教育系専門職大学院評価基準」を策定。 |

### ② 財政措置状況（別紙のとおり）

平成 21 年度執行状況（H22.2.1 現在）

経費総額 3,611,715 円

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| { | ・ 日本教育大学協会より 2,095,341 円（人件費、理事会経費等） |
|   | 1,516,374 円（評価基準策定関係経費等）             |